

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その44：入国禁止措置の解除)

令和3年6月11日

(ポイント)

- スウェーデンへの日本居住者の入国禁止措置が6月14日から解除されることになりました。ただし、陰性証明書の提示は必要となります。
- ただし、日本政府による水際対策の強化は継続しています。

(本文)

1 スウェーデンにおける日本国住民の一時的入国制限の解除等

一部の国々を除き、外国に居住する者のスウェーデンへの一時的入国禁止措置が8月31日まで実施されていますが、6月14日から、日本は一時的入国禁止措置の対象国ではなくなります。

日本居住者の入国禁止措置は解除されますが、入国に際して48時間以内の新型コロナウイルス陰性証明書の提示が必要となることに変更はありません。

また、6月10日より、スウェーデン外務省は日本への不要不急な渡航中止勧告を解除しました。それに伴い、日本からの渡航者については、スウェーデン到着後の自宅待機及び検査の勧告から除外されました。

詳細は、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。

●スウェーデン警察公式サイト

○入国規制 (スウェーデン語)

<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/>

○Q&A (スウェーデン語)

<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/fragor-och-svar-om-det-tillfalliga-inreseforbudet/>

●スウェーデン外務省 (渡航制限)

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

2 ただし、日本政府はスウェーデンを上陸拒否対象国に指定し、特段の事情がある場合を除き外国人の上陸を拒否しているほか、日本への入国が認められた場合の検疫の強化は継続しています。

3 これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番 (スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト)

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省

○新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html>

○出入国在留管理庁（海外からの入国）

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00151.html

●外務省

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に関する措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

TEL：+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語及び韓国語に対応）

【その他の問い合わせ先】

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：<http://www.se.emb-japan.go.jp/>